

令和4年度岩手県地域職業訓練実施計画

令和4年3月7日

岩手県
岩手労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施する公共職業訓練（離職者訓練、学卒者訓練、在職者訓練、障がい者等に対する訓練）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び岩手県が一体となって、地域の職業訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための必要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

有効求人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い大幅に減少していたが、令和3年1月以降、全体としてはコロナ禍以前の状況には回復していないものの、自動車・半導体関連産業を中心とした製造業やサービス業など、一部産業において持ち直しの動きがみられる。

有効求職者数をみると、コロナ禍における雇用調整助成金等の各種雇用維持施策の効果等から事業主都合離職者は減少している一方で、新型コロナウイルス感染症の感染状況の落ち着きに伴い、落ち込んでいた求職活動・転職活動を再開する動きがみられることから、有効求職者数に大きな動きはみられない。

そうした状況から、令和3年平均の有効求人倍率（原数値）は1.19倍と、令和元年（コロナ禍前）平均の1.39倍までには回復していないものの、令和2年平均の1.06倍を上回る状況となるなど、県内の雇用情勢は緩やかな回復傾向にある。

しかしながら、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」により、感染再拡大が懸念されていることから、コロナ禍の影響を受けている方への支援の取り組みが求められている。

また、建設、保育、介護等の分野では人手不足の状況が続いている他、高度なDX人材の育成や就職氷河期世代の安定就労に係る支援の取り組みも引き続き求められている。

(2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年4月から令和3年12月までの、新規求職者は41,829人であり、そのうち特定求職者に該当する可能性のある者は19,152人である。

令和3年度の職業訓練の受講者は次のとおり。（令和4年1月末日現在）

- ・公共職業訓練（離職者訓練）
 - 県立校（委託訓練） 1,140人
 - 機構（施設内） 253人
- ・公共職業訓練（学卒者訓練）
 - 県立校 372人（令和3年4月末日現在）
- ・公共職業訓練（在職者訓練）
 - 県立校 1,547人
 - 機構 288人（生産性向上支援訓練除く／生産性向上支援訓練842人）
- ・公共職業訓練（障がい者等訓練）
 - 県立校（委託訓練） 19人
- ・求職者支援訓練 278人
 - 基礎コース 64人
 - 実践コース 214人

令和3年度の職業訓練の就職率は次のとおり。（令和4年1月末日現在）

- ・公共職業訓練（離職者訓練）
 - 県立校（委託訓練） 81.7%
 - 機構（施設内） 89.4%
- ・公共職業訓練（学卒者訓練）
 - 県立校 89.4%
- ・公共職業訓練（障がい者等訓練）
 - 県立校（委託訓練） 54.5%
- ・求職者支援訓練
 - 基礎コース 71.4%（雇用保険適用就職率 57.7%）
 - 実践コース 69.4%（雇用保険適用就職率 65.1%）

※ 「県立校」は県立職業能力開発施設、「機構」は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部を示す。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

ア 公共職業訓練（離職者等訓練）

新型コロナウイルス感染症による雇用情勢への影響、これに加えて、従前からの建設、保育、介護等の人手不足分野への就職促進も念頭に置き、以下に掲げる職業訓練を、公共職業安定所等と連携し、県全域で実施する。

岩手県では、実施に当たって地域の訓練ニーズ等を把握して実施地区や訓練コース等を設定するとともに、令和3年度の訓練規模を維持しつつ、母子家庭の母等を対象とした訓練コースや託児サービス付きの訓練コースのほか、人手不足が顕著な建設及び介護分野の訓練コースや基礎的ITスキルを習得するためのカリキュラムを盛り込んだ訓練コース等を設定する。このほか、介護福祉士、保育士及び企業が求める国家資格等の資格取得を目指す2年間の長期訓練コースを引き続き設定する。

また、職業能力開発の主管室である定住推進・雇用労働室、産業技術短期大学校本校（矢巾町）、同校水沢校（奥州市）、宮古高等技術専門校（宮古市）及び二戸高等技術専門校（二戸市）を、受講指示等を受けた訓練受講者に対して「職業訓練受講指示要領」2に定める職業訓練を行う公共職業能力開発施設とし、専修学校等の民間教育訓練機関及び職業訓練法

人に委託して実施する。

- ・ 離職者等を対象とした訓練
- ・ 企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者を対象とした訓練
- ・ 母子家庭の母等を対象とした訓練

また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部では、公共職業安定所等との連携を密にし、訓練受講者の確保及び就職への支援強化を図るとともに、多様なニーズに対応するために、システム・ユニット訓練を展開すると共に、習得度の確認を図る。さらには、より効率的かつ効果的な質の高い職業訓練を行うため、離職者訓練修了者の就職先事業所に対するヒアリング調査及び離職者訓練受講者に対するアンケート調査を実施する。

イ 公共職業訓練（学卒者訓練）

産業技術短期大学校（矢巾町）及び産業技術短期大学校水沢校（奥州市）においては、技術・技能の高度化に対応した実践的な技術者の育成を行うとともに、企業連携によるオーダーメイドカリキュラムと、生産工学・品質保証技術のカリキュラムにより、生産技術部門のリーダー育成を行う。

千厩高等技術専門校（一関市）では自動車整備の分野、宮古高等技術専門校（宮古市）では自動車整備及び金型技術の各分野、二戸高等技術専門校（二戸市）では自動車整備及び建築施工の各分野の技術・技能の高度化・多様化に対応できる技能者の育成を行う。

ウ 公共職業訓練（在職者訓練）

訓練ニーズを把握しながら、地域企業の訓練ニーズに対応した在職者訓練を的確かつ効率的に実施する。

岩手県では、産業技術短期大学校本校（矢巾町）、同校水沢校（奥州市）、宮古高等技術専門校（宮古市）及び二戸高等技術専門校（二戸市）で地域企業の訓練ニーズに対応した在職者訓練を実施する。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部でも、人材育成ニーズを踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度な訓練コースを設定・実施する。

特に、産業界又は地域の事業主団体ニーズに応じた訓練コースの設定・実施・支援を実施するとともに、在職者のキャリア形成の効果的な促進のために、相談援助・情報提供の拡充を図る。

また、分野を問わず、人手不足に悩む中小企業等の生産性の向上を図るための生産性向上支援訓練も実施する。

エ 公共職業訓練（障がい者訓練）

障がい者の就業支援に資するため、厚生労働省が推進する「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」による職業訓練については、障がい者が住み慣れた地域で、企業や民間職業訓練法人等多様な委託先を活用した委託訓練を実施する。

県立拠点校（県内3校）に「障がい者職業訓練コーディネーター」及び「障がい者職業訓練コーチ」を配置し、制度周知や訓練生及び委託先の開拓、訓練生への就職支援等を強化し、効果的な職業訓練を実施する。

効果的な職業訓練の推進に重点を置きつつ、障がい者に対する職業訓練と自立支援との連携強化を図る。

オ 求職者支援訓練

基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実

践コース)を設定する。

訓練の設定に当たっては、成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする他、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者の者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コース及び短時間の訓練コースの設定を促進する。

就職氷河期世代に係る訓練については、就職氷河期世代への支援を協議する都道府県レベルのプラットフォーム（行政機関・労使団体・福祉機関・就労支援機関・訓練機関等を構成員として設置）とも連携を図るとともに、これまでの実施状況を踏まえて短期間での取得が可能で訓練期間の下限を緩和（訓練期間2か月程度）した「期間緩和コース」を主軸とする訓練コースの設定に努め、安定就労に有効な資格等の習得を支援する。

なお、就職氷河期世代に対する訓練については、求職者支援訓練での対応を想定しているが、個々の状況により離職者等訓練へも誘導し、柔軟な運用に努めるものとする。

(2) 各訓練の対象者数等

ア 公共職業訓練（離職者訓練）

施設名	種別	区分	延定員	訓練科名
産業技術短期大学校本校	委託	離職者	455人	介護福祉士養成科、IT実務科等
		日本版DS*1	60人	
産業技術短期大学校水沢校	委託	離職者	435人	
		日本版DS	0人	
宮古高等技術専門校	委託	離職者	240人	
		日本版DS	45人	
二戸高等技術専門校	委託	離職者	184人	
	委託	日本版DS	0人	
定住推進・雇用労働室	委託	離職者	201人	
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	施設内	離職者	338人	
		橋渡し*2	30人	
合計		離職者	1,853人	
		日本版DS	105人	
		橋渡し	30人	
		合計	1,988人	

*1 日本版DSは、日本版デュアルシステム（企業実習付き訓練）のこと。

*2 橋渡しは、標準で6ヶ月の離職者訓練を効果的に受講するために必要な技能と知識を身につけることを目的として、6ヶ月の訓練の前に行う1ヶ月の訓練のこと。

イ 公共職業訓練（学卒者訓練）

施設名	訓練課程	科名	定員
産業技術短期大学校本校	専門課程	メカトロニクス技術科	40人
		電子技術科	40人
		建築科	40人

		産業デザイン科	40人
		情報技術科	40人
	応用短期課程	産業技術専攻科	10人
産業技術短期大学校水沢校	専門課程	生産技術科	40人
		電気技術科	40人
		建築設備科	40人
千厩高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	40人
宮古高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	30人
		金型技術科	10人
二戸高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	40人
		建築科	30人
合計			480人

ウ 公共職業訓練（在職者訓練）

施設名	実施回数	延定員	訓練科名
産業技術短期大学校本校	54回	1,070人	社員研修、技術管理、建築、機械・電子、デザイン、情報、電気工事、資格取得
産業技術短期大学校水沢校	19回	415人	社員研修、技術管理、情報、資格取得
宮古高等技術専門校	27回	425人	一般事務、建築、情報ビジネス、電気工事、溶接、機械、金属プレス、機械製図
二戸高等技術専門校	25回	370人	一般事務、技術管理、企画、建築製図、情報ビジネス、電気工事
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	56回	560人	機械系分野、電気・電子系分野、居住系分野
合計	181回	2,840人	

エ 公共職業訓練（在職者訓練：生産性向上支援訓練）

施設名	実施回数	延定員	訓練科名
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	57回	570人	生産現場の問題解決、成果を上げる業務改善、マーケティング志向の営業活動の分析と改善、相手に伝わるプレゼン資料作成等

オ 公共職業訓練（障がい者訓練）

施設名	種別	延定員	コース名
産業技術短期大学校本校	委託	22人	知識・技能習得訓練コース、実践能力習得訓練コース、学校卒業予定者コース
産業技術短期大学校水沢校		11人	
宮古高等技術専門校		11人	

合計		44人	
----	--	-----	--

カ 求職者支援訓練

訓練の種類	割合	認定 上限値	新規参入の 上限	地域優先 共有枠
基礎コース	30%	261人	30% (78人)	盛岡地域・ その他の内 陸地域・沿 岸地域間 における基 礎コースの 割合を各3 分の1とす る。
実践コース	70%	609人	30% (182人)	
うち介護分野	20%	122人	基礎・実践コ ースの各 30%を上限 値とする。	
医療事務分野	10%	61人		
デジタル分野	15%	91人		
I T	10%	61人		
デザイン (Web系)	5%	30人		
その他	55%	335人		
合計	100.0%	870人		

(地域優先共有枠)

求職者支援訓練の訓練コースは、就職率の実績が上位の訓練コースから認定されるため、状況によっては、訓練コースが特定に地域に偏する可能性がある。

このことから、いずれの地域においても、職務経験の浅い者等が職業訓練を通じ能力開発を行うことができるよう、基礎コース認定枠の地域間における均一化を図る。

なお、均一に設定した認定枠（地域優先枠）に残りが生じた場合は、県内全体で調整する。

(認定上限値の繰越及び振替)

実践コースにおいて認定申請が「定員」を下回った等の事情により認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野への振替を可能とする。

また、同一年度の次期以降の認定単位期間の同地域、同種別（基礎コース、実践コース）、同分野の認定上限値への振替も可能とし、第4四半期の認定申請に限り余剰定員の基礎コースと実践コース間の振替を可能とする。

(その他)

就職氷河期世代対策実施分として、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を提供するため、実践コース609人のうち157人を上限として設定する。

(認定単位期間)

1か月単位とする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

公共職業訓練の実施計画の策定、周知・広報をはじめ、受講者の募集、円滑かつ効果的な訓

練の実施、訓練修了者の就職等を推進していくためには、国や県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関団体や労使団体の理解・協力が必要不可欠である。

また、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域における人材ニーズ等を踏まえた検討・改善を図っていく上でも、横連携による不断の取組が必要であることから、令和4年度においても関係者の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的かつ実効性のある職業訓練の推進に努めることとする。

(2) 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを主軸に、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助に努め、受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施に資するため、「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」（委託事業）を活用した求職者に対する訓練説明会やセミナー等を積極的に開催する。

(3) 職業訓練担当者の資質向上

職業訓練の効果的な周知・広報、ハローワーク窓口での適切な誘導、訓練生に対する実効性のある就職支援等を積極的に推進するためには、職業訓練担当者の資質向上を図る必要があることから、行政機関、訓練実施機関が各々抱える不安や問題等の把握に努めるとともに、それらの解消・軽減を図るべく研修機会の提供に努める。